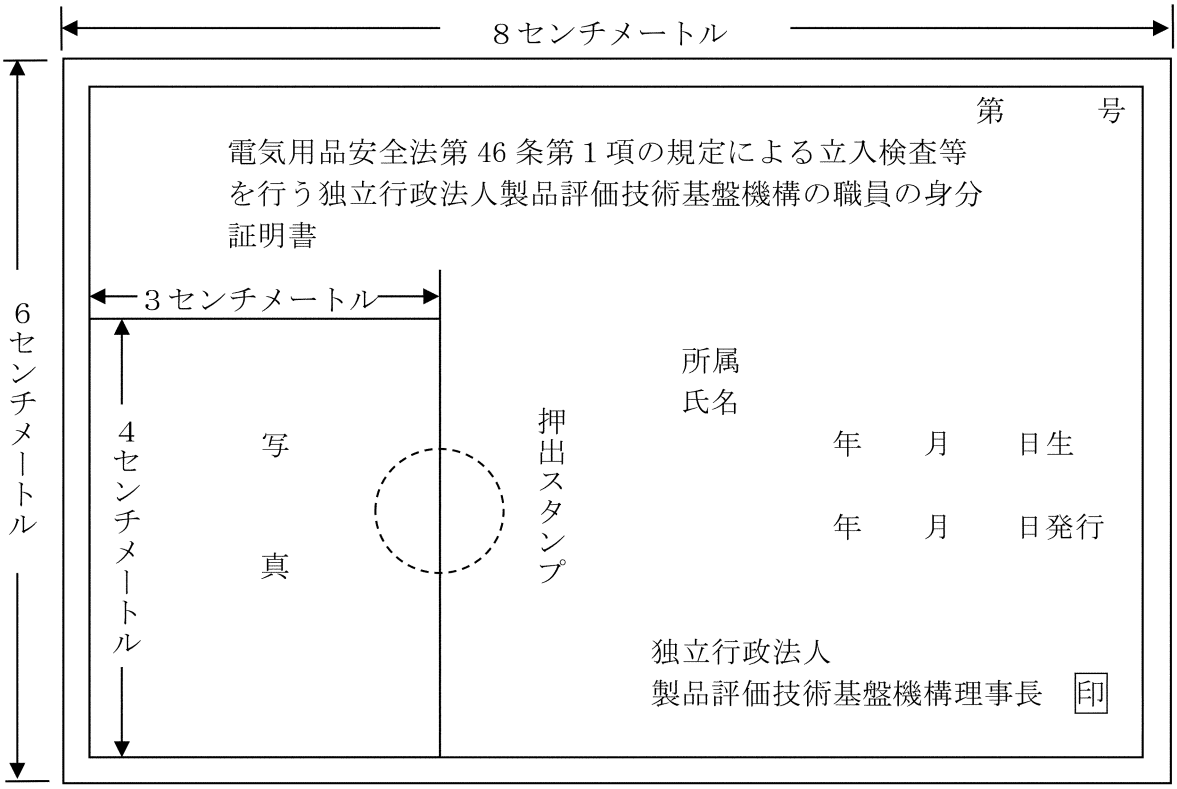
様式第16の2（第34条の３関係）

表　面



裏　面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい

第46条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第２項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

十一　第46条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。